

入 札 説 明 書

路面下空洞調査業務委託に係る入札執行の公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年7月14日

2 業務概要

(1) 業務名

路面下空洞調査業務委託

(2) 業務目的

本業務は、道路法第42条及び道路法施行令第35条の2に基づき、路面下における空洞調査を実施するものである。

(3) 業務内容

工種	規格	単位	数量
1次調査（路面探査車）	車道・昼間	km	273
1次調査（路面探査車）	車道・夜間	km	1
2次調査（ハンディ型地中レーダ）	車道・夜間	箇所	75
コア削孔・復旧	夜間	箇所	75
緩み深度確認	夜間	箇所	75
計画準備・現地踏査		km	273
1次調査解析	車道	km	273
2次調査解析	車道	箇所	75
報告書作成		式	1
打合せ	中間3回	式	1

(4) 業務箇所

仙台市内一円

別紙調査路線位置図のとおり

(5) 履行期間

令和8年2月27日まで

(6) 特記仕様書

別紙特記仕様書のとおり

(7) 予定価格

落札決定後に公表

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること。
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項に規定する指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること。
- (6) 仙台市税（市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無及び評価値申告書の技術資料等を審査し、決定するものとする。

落札候補者は、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

- ① 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること
 - ② 入札に係る性能等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件をすべて満たしていること
- なお、評価値の最も高い者が 2 人以上ある場合については、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行ったものについて、入札価格及び技術資料等に基づき行うものとする。
- ② 評価は、「価格評価」及び「技術評価」に区分し、その配点を次のとおりとする。
 - ア 価格評価点 30 点
 - イ 技術評価点 70 点
- ③ 総合評価点は、次の算定式により算定する。
総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

- ④ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝150 点×（1－入札価格／予定価格）〔小数点第 4 位切捨て〕

ただし、入札価格が予定価格に 10 分の 8 を乗じた価格（以下、「基準価格」という。）を下回る者については、算定中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。

- ⑤ 技術評価の概要は以下のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、別紙落札者決定基準による。

ア 簡易な実施計画

イ 企業の履行能力

ウ 配置予定技術者の評価

- （3）落札決定予定日

令和 7 年 8 月 29 日

5 スケジュール及び提出書類

- （1）入札スケジュール

番号	項目	日程（予定）
①	公告日（ホームページ公表）	令和 7 年 7 月 14 日（月）
②	質問受付期間	令和 7 年 7 月 14 日（月）～ 令和 7 年 7 月 28 日（月）
③	質問回答日	令和 7 年 7 月 29 日（火）
④	入札参加申請	令和 7 年 7 月 14 日（月）～ 令和 7 年 8 月 4 日（月）
⑤	開札日	令和 7 年 8 月 5 日（火）
⑥	落札者の決定	令和 7 年 8 月 29 日（金）
⑦	契約締結	令和 7 年 9 月 1 日（月）

※スケジュールは予定であり、多少前後する場合がある

- （2）設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

- ① 設計図書等の閲覧期間及び場所

設計図書等は、令和 7 年 7 月 14 日から令和 7 年 8 月 4 日まで本市のホームページにおいて公表する。

- ② 設計図書等に対する質問及び回答

ア 質問方法

質問は、質問書様式を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問 1 件につき 1 枚提出（送信）する。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台市路面下空洞調査業務質問書」と記載することとし、メール送信後、電話にて契約担当部局にメール着信を

確認すること。

イ 回答方法

回答は提出された質問を取りまとめの上、ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

ウ 質問受付期間及び回答期日

・質問受付期間

令和7年7月14日から令和7年7月28日 午後5時まで（必着）

・回答期日

令和7年7月29日 午後5時

（3）提出書類

入札参加者は、次により入札書及び技術資料等を書留郵便又は持参すること。

① 受付期間

令和7年7月14日～令和7年8月4日

持参する場合、受付時間は午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便にて期日必着で郵送すること。

② 受付場所

〒980-0802

仙台市青葉区二日町1-2番34号二日町第5仮庁舎5階

仙台市建設局道路部道路保全課保全計画係

③ 提出書類

次の提出書類を各1部提出すること。

ア 入札書（ホームページに様式を添付）

イ 納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

ウ 市税等の滞納がないことの証明書

仙台市税（市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書を提出すること。

エ 入札参加に係る技術資料等の提出について（様式第1号）

オ 会社概要（様式第2号）

カ 企業状況表（様式第3号）

キ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号）

ク 役員等氏名一覧表（様式第5号）

ケ 簡易な実施計画書（様式第6号）

コ 路面下空洞調査業務実績（様式第7号）

サ 様式第7号の業務実績の写し

シ 様式第7号の表彰歴の写し

ス 配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績（様式第 8 号）

セ 様式第 8 号の業務実績の写し

ソ 様式第 8 号の資格者免許の写し

タ 配置予定担当技術者の資格要件（様式第 9 号）

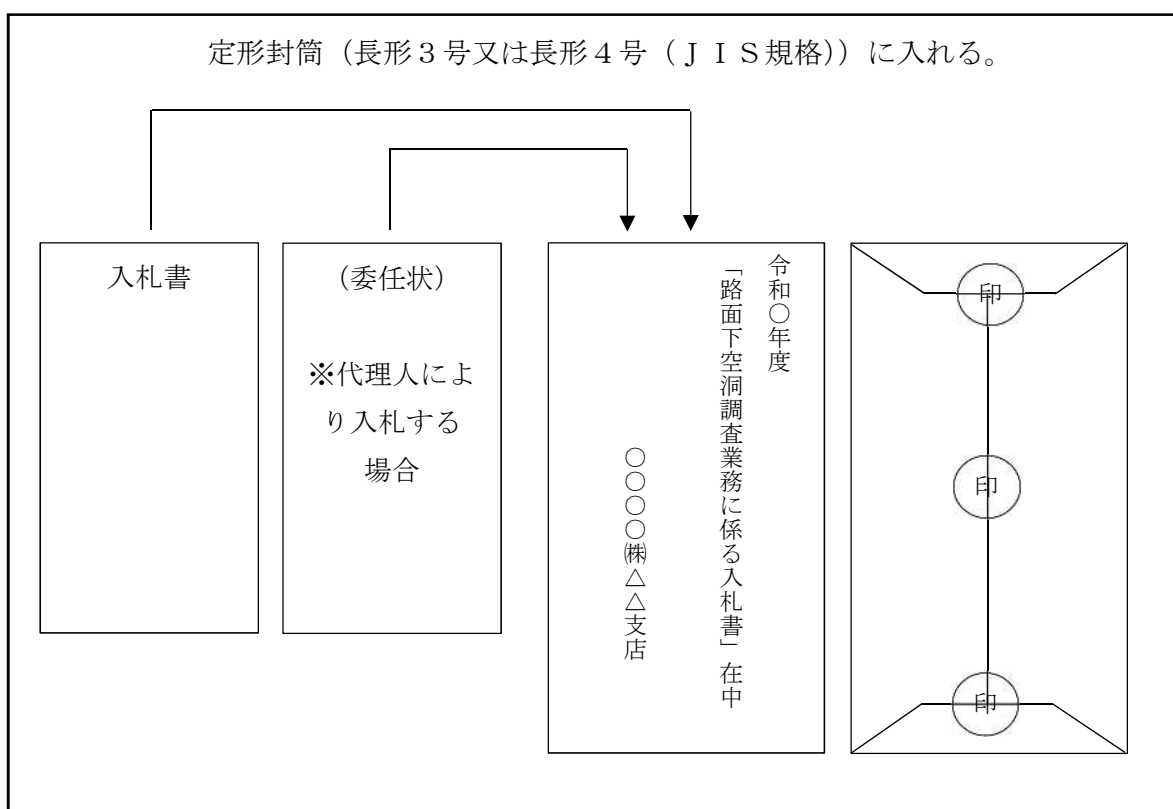
チ 様式第 9 号の資格者免許の写し

④ 提出方法

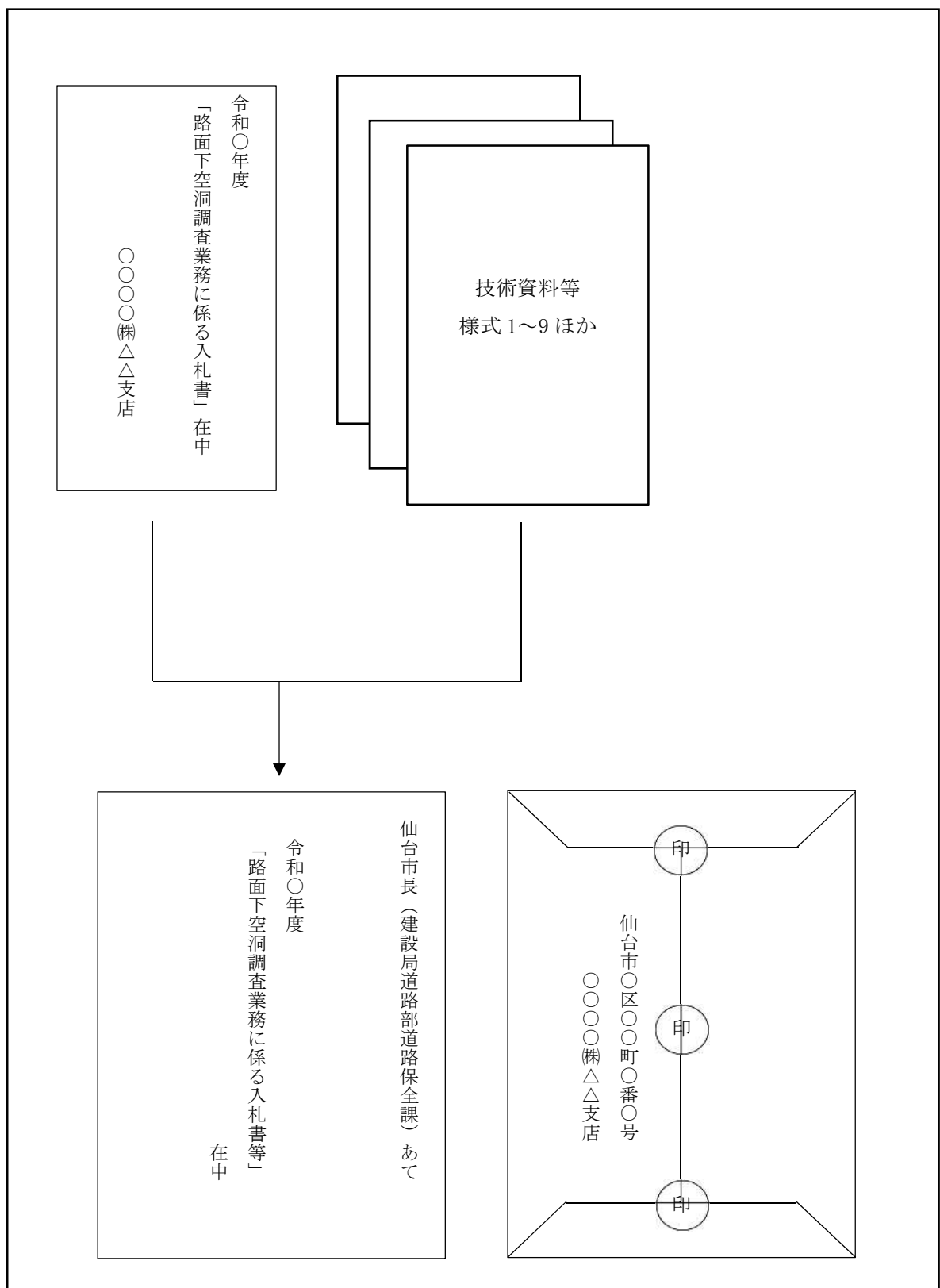
③提出書類を提出期間内に書留郵便又は持参により、②受付場所に提出すること。

提出・封印に当たっては、以下の図を参照のこと。

1) 入札書の封印



2) 入札書及び技術資料等の封印



6 簡易な実施計画書の作成にあたっての留意点

(1) 提出資料

簡易な実施計画書（様式第 6 号）

(2) 作成方法

様式第 6 号を基に作成すること。また、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。文字サイズは 10 ポイント以上とすること。また、A4 版 1 枚以内に簡潔に記載すること。A4 版 1 枚を超えて記載した場合は無効とする。

また、簡易な実施計画書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、入札参加者を特定できる表示は一切付してはならない。

7 入札の執行

入札の執行は、次のとおりとする。

(1) 入札は、1 回に限りこれを行う。

(2) 開札の日時及び場所

令和 7 年 8 月 5 日 午後 2 時

仙台市青葉区二日町 1 2 番 3 4 号二日町第 5 仮庁舎 5 階会議室

8 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結を行わない。

(1) 「3 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 提出書類に誤った申告を記載したことが明らかになったとき。

9 入札金額

入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。

10 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格者以外の者がした入札

(2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札

(3) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(4) 所定の日時まで到達しなかった入札

(5) 「5 (3) 提出書類」に規定されている書類が添付されていない入札

(6) 明らかに不正と認められる入札

- (7) 入札参加者の記名のない入札
- (8) 入札金額を訂正している入札
- (9) 郵送にて入札を行う場合、書留郵便以外の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

11 契約金額

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

12 入札保証金

仙台市契約規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

13 契約保証金

仙台市契約規則第20条第1項第8号の規定により免除する。